

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

- (1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。
 - ア 入所者等の人権の擁護等のため、必要な体制を整備するとともに、従業者に対して研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。(第2条、第43条関係)
 - イ 介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととした。(第2条、第43条関係)
 - ウ 人員に関する基準に、管理栄養士を追加することとした。(第3条関係)
 - エ 介護老人保健施設にユニット型介護老人保健施設を併設する場合のこれらの施設の介護職員について、入所者の処遇に支障がない場合は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなくてよいこととした。(第3条関係)
 - オ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会等は、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとした。(第15条、第16条、第32条、第39条、第46条関係)
 - カ 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこととした。(第19条の2、第53条関係)
 - キ 入所者の口腔^{くわう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととした。(第19条の3、第53条関係)
 - ク 運営規程で定めるべき重要事項に、虐待の防止のための措置に関する事項を追加することとした。(第28条、第50条関係)
 - ケ 全ての従業者に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないこととした。(第29条、第51条関係)
 - コ 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じなければならないこととした。(第29条、第51条関係)
 - サ 感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるとともに、従業者に対する研修及び訓練等を実施しなければならないこととした。(第29条の2、第53条関係)
 - シ 避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(第31条関係)
 - ス 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならないこととした。(第32条関係)

セ 運営規程等を施設に備え付け、関係者に自由に閲覧させる方法により掲示に代えることができることとした。(第 34 条関係)

ソ 事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置かなければならないこととした。(第 39 条関係)

タ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施等の措置を講じなければならないこととした。(第 39 条の 2 関係)

チ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録等により行うことができることとした。(第 54 条関係)

ツ その他規定の整備を行うこととした。(附則第 3 項～第 5 項、第 7 項、第 11 項関係)

(2) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。